

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成23年9月12日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

9月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第38号所管分の審査	2
補足説明（教育次長、教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、渡辺慎吾委員）	
議案第41号所管分の審査	26
質疑（安藤薫委員）	
議案第43号の審査	27
質疑（安藤薫委員）	
採決	29
散会の宣告	29

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年9月12日(月) 午前10時 1分 開会
午後 2時23分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	野原 修	委員	南野直司
委員	渡辺慎吾	委員	安藤 薫		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育次長兼次世代育成部長	馬場 博				
教育総務部長	登阪 弘	総務課長	岩見賢一郎	子育て支援課長	大橋徹之
次世代育成部次長兼教育センター所長	前馬晋策	教育政策課長	若狭孝太郎		
こども教育課長	小林寿弘	教育推進課長	撰田裕美	児童相談課長	北橋ひとみ
生涯学習部長	宮部善隆	同部次長兼文化スポーツ課長	布川博		
同部参事兼生涯学習課長	池上敦実				

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

議案第38号	平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第41号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分
議案第43号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○柴田繁勝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

また暑さがぶり返してきたようですが、そんな中、本日は文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました一般会計補正予算の第2号所管分等々について、ご審議をいただきますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、渡辺委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第38号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。馬場教育次長。

○馬場教育次長 おはようございます。

それでは、議案第38号、平成23年度一般会計補正予算(第2号)のうち、次世代育成部が所管いたします分につき

まして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページをお開きください。

款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金、節4、児童福祉費補助金のうち、地域福祉・子育て支援交付金(特別枠)につきましては、地域子育て支援施策として取り組む、赤ちゃんの駅整備事業、青少年ゆめ・感動体験事業、子どもの自己回復力向上推進事業に対する交付金で、その事業の全額が大阪府から補助されるものでございます。

また、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金につきましては、家庭児童相談室運営事業及び児童虐待防止キャンペーン事業に対する補助金で、児童虐待防止対策緊急強化のため、大阪府から補助されるものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお開きください。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費につきましては、児童虐待防止対策の緊急強化を図るため、家庭児童相談室の体制強化のための環境整備、キャンペーンの実施及び事例検討や子どもの自己回復力向上のための教職員研修等に要する経費となっております。

また、次ページ、目3、児童福祉施設費につきましては、赤ちゃんの駅として位置づける保育所、幼稚園、公民館等の入り口に掲げるのぼりやプレートの作成に係る経費や、施設内におむつ交換ベッド等を設置する経費でございます。

続きまして、12ページをごらんください。

款9、教育費、項5、社会教育費、目3、青少年対策費につきましては、オリンピックメダリストやトップアスリートの方を講師に招き、第一線で活躍する選手として努力してきたことや、競技を通

してのさまざまな経験、感動を直接子どもたちに伝えていただくために実施するスポーツ講習会や講演会に要する経費となっております。

以上、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）次世代育成部所管に係る補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 登阪教育総務部長。
○登阪教育総務部長 おはようございます。

それでは、続きまして、平成23年度一般会計補正予算（第2号）のうち、教育総務部総務課及び子育て支援課の所管いたしますものにつきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、10ページをお開きください。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目5、乳幼児等医療助成費は、精算によります過年度分府費返還金でございます。同じく、目6、ひとり親家庭医療助成費は、乳幼児等医療助成費と同様、精算によります過年度分府費返還金でございます。

同ページ、款9、教育費、項2、小学校費、目1、学校管理費は、味舌小学校、千里丘小学校、校舎北側の周辺住宅にテレビのアナログ波の電波障害を起こしておりましたが、本年7月24日の地上デジタル完全移行に伴い、電波障害の発生がなくなったことから、各家庭に送信しておりましたアナログ波のケーブル施設や各家庭に取りつけておりました保安器などの撤去を委託するものでございます。

12ページ、項3、中学校費、目1、学校管理費は小学校費と同様に、第五中学校の電波障害対策施設の撤去を委託するものでございます。

以上、教育総務部に係ります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 おはようございます。

それでは、続きまして、議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）のうち、生涯学習部に関わります部分について、補足説明をさせていただきます。歳入歳出補正予算のうち、歳出について、目を追って説明させていただきます。

12ページをお開きください。

款9、教育費、項6、図書館費、目2、図書館管理費の増額は、本年5月28日に外壁の一部が剥落したことに伴い、市民図書館の外壁を改修するための監理委託料及び工事費、並びに7月24日の地上アナログ放送の終了に伴い、小・中学校と同様に、市民図書館に起因する電波障害対策施設の撤去委託料を計上したことによるものでございます。

次に、14ページ、項7、保健体育費、目3、体育施設費の増額は、市民図書館と同様、正雀体育館及び味生体育館に起因する電波障害対策施設の撤去委託料を計上したことによるものでございます。

以上、生涯学習部に関わります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をして質疑してください。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

6か月前の昨日、ちょうどこの場所で揺れを感じまして東日本大震災が起きました。今なおまだ復旧活動がなかなか進んでいないという状況の下で、この委員会を迎えているわけで、被災された方、亡くなられた方、ご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願って質問に入りたいと思います。

一般会計補正予算ですけども、府の交付金と補助金、二つの歳入に対して幾つかの事業が展開されるというご提案です。それぞれ、子どもの自己回復力向上推進事業であるとか、それから赤ちゃんの駅整備事業について、さらには先ほども少し中身にふれられていましたが、青少年ゆめ・感動体験事業ですね、この中身についてもう少しご説明をいただきたい。

それから、児童相談システムの再構築です。児童相談課に関わっての中身についても、もう少し具体的な中身について教えていただけたらと思います。

それから、電波障害対策施設撤去等委託料です。小学校、中学校、図書館、それから体育館で、総額で1,175万1,000円の予算計上ということでありま

す。地デジ化でアナログ放送終了というのは、数年前からその日に向けたいろいろな取り組みが行われてきて、ことしの7月に終了するというところで、あらかじめ、その計画でいろいろな準備が進められてきたというふうに理解しているわけですが、改めて今回の第3回定例会での補正予算として上がってきたその経過ですね。通常ですと当初からわかっていたこととしたら、当初予算で計上していくということが、本来の予算の組み方の趣旨でもあるのかなと思います。その点で補正予算となっていること、その点についてお聞かせをいただきたいということです。

それから、電波障害のその施設というのは一体どういったものなのか。それぞれ小学校、中学校、図書館、体育館で金額が違っていますが、それぞれの施設のアンテナのほかにどんなものがあるのか。そのために地域への説明であるとか、どのような形でやってきておられるのかについても一緒に教えていただけたらと

思います。

それから、図書館の外壁補修についてです。この件につきましては、協議会、それから先般の本会議でも指摘等がされてきました。

これまでの議論としますと、平成19年に南面のタイルがはがれて、平成20年に750万円をかけて改修工事が行われてきたと、わずか3年の間で全面的補修ということになると、3,500万円の計上ということになると、3年前の750万円が無駄になるのではないかというような議論がされてきました。

その際、施設管理者として責任、それから施設の維持管理にちょっと甘さがあったというようなことで、教育長であるとか、生涯学習部長からもそういった答弁もあったかと思

います。それから先般の本会議では、今回本当に、今回の工事の前に行う調査として、本当に十分なのかと。行われようとしているネットバリヤー工法はアンカーピンを躯体コンクリートに打ち込むということでございますから、水が躯体コンクリートまでしみ込んでいって、躯体コンクリートそのものの強度が本当に適切なのかどうか、その点本当に調査は十分なのかというようなことから、本会議のご答弁では躯体はRC構造の建物、耐用年数の問題からも建築課との協議からも大丈夫だという前提のもとだけでも、しかし科学的な検証を行うという意味で、今回ネットバリヤー工法工事を行う前に、躯体コンクリートのコアを引きぬいて再調査をしながら行っていくというようなご答弁があったと。これはこの間の一定の議論の中身だったのかなというように思います。

それを踏まえて、改めてお伺いをしていきたいと思

協議会でもご質問をさせていただいたんですが、平成19年にタイルがはがれたということについて、平成20年に、その対応を行うための調査と設計が行われたんですね。匠設計というところで行われた。79万8,000円で設計が行われ、その後、建設業者によって工事が行われた。平成20年12月に行われた。その前に特殊建築物定期調査が平成20年12月に、工事の前に行われている。この工事を行う、設計を行った匠設計が特殊建築物定期調査を行っております。同じ業者がやっておられたというふうに理解しているわけですが、こういった一連の流れがあった上で3年の内に、場所は違いますが、まぐさが落ちたということからして、設計とか、それから工事を行った業者、それから特殊建築物定期調査を委託している業者にミスはなかったのか、責任はなかったのか。そういった点についてどんなふうに認識をしておられるのかと思います。第一義的には、施設管理者として甘さがあったということはすでにご答弁いただいているわけですが、その上に立って、委託をしている業者に対する責任について、どういうふうに見ておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、躯体コンクリートの強度についてでございますけども、ネットバリヤー工法ということを行う前に、改めて躯体コンクリートのコアを引き抜いて強度を調査した上で行うというようご答弁したけども、その調査によって、強度に問題があれば工法を変えるということなのかどうかですね。その点についてもお聞かせをいただきたい。

それから、技術的なことなんですけども、昨年、天井からレファレンス室への雨漏りがあったとご報告いただいています。

その上に立って、今年の第1回定例会で平成22年の補正予算で雨漏り補修の補正予算が組まれて、平成23年度に繰越しがされているわけですが、その雨漏り等で、水がタイルとモルタルもしくはそのまぐさのところだと、躯体コンクリートとモルタルの間に入って浮きが見られるということでもありますから、図書館施設全体に、そういった雨水が入り込んでいる可能性があるのではないかと、いうふうに心配するわけです。

ネットバリヤー工法で、タイルを全面的に上から覆ってしまうという工法で入り込んだ水の逃げ道というのが確保されるのか。覆ってしまうと問題点が隠されてしまってメンテナンスに不安があるのではないかと、いうのを率直に感じるわけですが、その点のメンテナンスを含めた認識についてご説明をいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 それでは、歳入の部分の地域福祉・子育て支援交付金（特別枠）のこども教育課に係る部分につきましてご説明させていただきます。

この交付金を活用いたしました事業の一つであります赤ちゃんの駅整備事業につきましては、近隣市でも取り組まれておりますが、そもそも赤ちゃんの駅といいますのは、平成18年、東京都板橋区で授乳やおむつ交換ができる設備のある区立の児童館などを赤ちゃんの駅という呼び名で指定されたのが始まりでございます。全国の自治体で子育て支援策の一つとして取り組まれている事業でございます。

本市におきましても、保育所、幼稚園をはじめ、市役所や公民館、こういった公共施設を赤ちゃんの駅として位置づけて、施設の入り口に目印となります。

のぼりやプレートを掲げるほか、おむつの交換ベッド、またベビーベッド等を設置することによりまして、街中で突然におむつ交換が必要になった場合であったり、授乳場所が見つからない、こういった子育て中のお母さん方の子育て支援策として取り組んでまいりたいと考えております。

また、赤ちゃんの駅で勤務する職員等につきましても、子ども連れに優しい、きめ細かい施設対応ができるような意識づけも行ってまいりたいと考えております。

また、イベント等で屋外のイベントなどでありましたら、おむつ交換や授乳場所がないといったご不便もかけておりますので、四方を囲んだテントを購入いたしまして、移動赤ちゃんの駅として活用してまいりたいと考えております。

それともう1点、青少年ゆめ・感動体験事業でございますけれども、これはスポーツ活動等で活躍されたオリンピックのメダリストの方だったり、トップアスリートの方を講師にお招きしまして、青少年、子どもたちがスポーツをするに当たりまして、大事な体づくりや、目標達成の持ち方、またそれぞれの方々が体験されてきました経験談や苦労話を子どもたちに直接語りかけていただきまして、子どもたちに将来の夢や希望を与える、こういったことで心と体の成長を図ってまいりたいと考えております。

具体的な内容といたしましては、スポーツの実技指導も含めまして、あと子どもの発育チェック、例えば骨密度とか、ヘモグロビン量であったりとか、そういった健康チェック等も一緒にさせていただきます。そして、保護者や指導者の方に対する講習会的なものも同時に開催できればと考えております。

○柴田繁勝委員長 北橋課長。

○北橋児童相談課長 児童相談課に関わる部分についてご答弁申し上げます。

まず、子どもの自己回復力向上推進事業の内容についてでございます。

学校現場では子どもの自尊感情やコミュニケーション力を育てるということが非常に大きな課題になっております。

また、一方、虐待をする保護者の中には、自分が子どものときに虐待を受けて育った方がかなり高率の割合でおられるということの統計もございます。このため、この事業におきまして、学校での集団づくりや人間関係づくりの取り組みといたしまして、非暴力アクションプログラムの講師をお招きして、子どもたちの自尊感情や自分に自信を持って生きる力等を育ててまいります。

また、暴力に頼らず、問題を解決する方法を学ぶことで、自分が感じる困難や不安を回復させていく力を育ててまいりたいと考えております。

さらに、将来自分が親となったときに、虐待をしない意識や態度も育ててまいります。

なお、このプログラムに関しましては、ファシリテータとしての研修を受ければ、教職員自らが実施することも可能と聞いておりますので、教職員研修といたしましても実施させていただいて、教職員の指導力の向上を図ってまいります。

児童相談システムの内容について、ご答弁申し上げます。

現在、家庭児童相談室に、この児童相談システムを導入しております。具体的には、虐待のケース管理、相談のケース管理、また児童福祉法に基づく統計処理等を行うシステムでございます。

このシステムを活用することによりまして、相談業務をより円滑に効率的に行

うことができ、保護者や児童生徒への支援をより充実させていきたいと考えておりますが、現在、子育て総合支援センターの中にある家庭児童相談室のみ、このシステムがございまして、教育センターで活用できない状況にございます。そのため、両方にシステムを設置することで情報管理をさらに充実させていき、相談業務を充実させてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 電波障害対策について、私からまとめてご説明させていただきたいと思っております。

まず、なぜ当初予算で計上せずに、今議会で補正予算計上した理由でございませけれども、当初予算編成時には、少なくともこの7月まで電波障害対策施設を利用することから、同施設の保守点検委託料や、電柱共架費を計上いたしておりました。これは、月割りではございませんで、平成23年度末までの年度契約になっております。

また、当初予算編成時には、地上デジタル放送への切りかえの影響が施設ごとに異なり、各施設の対応がそろっていなかったことから予算計上しなかったものでございます。

その後、現在まで市民への周知、国のデジサポ等の対応により、本市においては7月24日の地上アナログ放送終了時には、特段の混乱もなく、近隣市におきましても混乱はなかったと聞いております。

このように、おおむね切りかえへの環境が整ったと判断いたしましたことから、平成23年度期限内、電波障害対策施設を撤去するために、今般予算計上するものでございます。

次に、施設の種類と機器、内容それか

ら地域への説明ということでございますが、対象施設でございますが、1か所総務課のほうで所管されており、旧の味舌小学校の関係、それ以外は我々のほうでございます。正雀体育館、味生体育館、市民図書館、味舌小学校、第五中学校、千里丘小学校が対象区域となっております。

工事の内容等でございますが、立地条件によりまして、電柱の数、それから増幅器、分配器、保安器など、それぞれ必要なものが異なりますので、戸数がふえたから金額が高いとか、そういう単純な計算にはまいりませんので、それぞれ地域によって料金が変わっております。

それから、地域への説明ということですが、今議会でご可決いただきましたら、10月上旬には業者決定をしていきたいと考えております。

それから、電波障害対策施設を撤去することについては、各戸にまたポスティングをさせていただきたいと思っております。

契約から12月ごろまで撤去にかかります関係省庁との事務手続きが多々ございますので、その間行っていただきまして撤去については、来年1月ごろからの作業になろうかと考えております。3月までの間に順次実施していきたいと考えています。

そういうことから、12月中には具体的期日について、各戸ポスティングをさせていただく予定としております。

○柴田繁勝委員長 池上参事。

○池上生涯学習部参事 それでは3点ほど質問をいただいていたと思っております。平成20年工事の件の部分でございますけれども、平成20年度4月1日から、国土交通省告示第282号によりまして、特殊建築物の定期調査の件が改正されまし

た。その以前の4月1日以前までは外装
タイル等の劣化損傷は手の届く範囲を打
診、その他を目視して調査し、異常があ
れば精密調査を要するという形の部分で
建築物の所有者等に注意喚起をするとい
うことでございました。

改正後については、手の届く範囲を打
診、その他を目視で調査し、異常があれば
全面打診等により調査するということ
でございます。その当時でおきますと2
0年度には、平成19年度にタイル等が
剥落した実績がありましたので、平成2
0年度の段階で、12月22日から平成
21年3月10日までをかけた上で、南
側の外壁改修時の、南側壁面の全面打診
調査、三愛建設というところに行って、
タイル等のはがれ、割れ等を修繕工事し
ております。

その後、昨年なんですけれども平成22
年11月14日に再度特殊建築物におけ
る建築物定期調査におきましては、法改
正後の4月以降にこの20年度のときに、
南面壁面を打診調査して、外壁改修等も
行われておりますので、平成22年度行っ
た建築物の定期調査においては、手の届
く範囲を打診する必要はなく、目視での
調査が行われたと。よって建築物の定期
調査においては、打診調査は必要なく、
落下したまぐさにおいても目視により確
認しており、その時点では、施工業者、
設計業者等については、何ら責任はなかつ
たと思われまます。

あとは、そのときの平成22年度のとき
の指摘において、屋上につきましては
金属のかさ上げの接合部にコーキング等
の劣化あり、また屋上伸縮目地等にクラ
ック及び劣化の損傷があり、また排水口部
分にひび割れ等及び白華があると、そう
いう指示がございました。それをもちま
して、昨年の1月に1回、屋上の笠木等

の修繕を行っております。

また、昨年も屋上の防水修理なんです
けれども、南側の平場部分を防水塗装を
して、雨漏り等の現状は今現在なくなっ
ております。

以上のことから、あと今回の補正にあ
げましたネットバリアー工法につきまし
ては、将来のメンテも含めての回答にな
りますけれども、ネットバリアー工法に
よりますと、ネットによりクラックが入
り込んだり、アンカーにより浮きが発
生もしにくくなるということで、下地
も、将来的には補修も比べて少なく
という部分で、今現状においては、
ネットバリアー工法が一番最適な工
法と考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 一部補足させて
いただきます。

まず、平成20年の工事でございます
けれども、設計につきましては、タイル
の剥離があったことから、南面のタイル
落下防止防水工事をしたものでござい
ます。調査設計はいたしておりません。
その工事をするための実施設計を79万
8,000円で発注いたしましたもので
ございます。

それで実際の工事に当たりましては、
足場を組んでおりますので、南面だけ
ではなくて、ほかの面もタイルの浮き
があるかないか調査いたしまして、そ
のときに浮きが見受けられた部分につ
いては、エポキシ剤注入とかそういった
ことで落下防止をいたしております。

ただ、ほかの南面以外の東、西、北
面壁までそれほどの浮きはなかった
ということでございます。

それから、特殊建築物の設計会社
というのが匠設計であったというよう
なご質問がございました。それで、
平成20年に匠設計が行いましたのは、
機械設備の

特殊建築物調査でございまして、直近の建物部分の本体の特殊建築物調査は平成22年11月に、先日の協議会でもご説明いたしておりますけれども、行っております。

建物につきましては、3年に1回の調査ということでございますので、前回は平成19年に建物調査をいたしております。この匠設計につきましては、機械設備の審査であったということになります。

そういったことから、この20年の工事はタイルの落下防止、防水をする工事でございます。今回の調査でも出ておりますけれども、この工事におきまして、落下防止はできているという調査報告もございまして。

今回落下しましたまぐさ部分につきましては、漏水によりまして躯体とモルタルの間に水が回って、結果的にはまぐさが落下したというようなことでございます。

先ほど委員からもございましたけれども、施設管理は第一義的には管理者の責任ということでございます。この工事の発注方法、それからその建築物の調査におきましても、そういったことからミスはなかった。そして責任を問うことは困難ではないのかと考えております。

それから、躯体コンクリートの強度の話がございました。先日の協議会の場で、RCの築27年の建築物で、建築課と相談いたしましても、通常全体が劣化していること、劣化といたしましても経年劣化はありますけれども、強度がないということは考えられない。

それから、今回提示いただいております調査会社が出しましたネットバリアー工法というのは、躯体がしっかり、強度がしっかりしていることが前提という工事でございます。プロの目で見てこの

工法を推薦しているわけですので、私どもといたしましては、躯体には何ら問題はないというふうに考えておりますけれども、科学的にそうした検査したのかというような、先日のご議論でございました。私どもといたしましては、貴重なご意見をいただいたと考えております。そのご意見をいただきまして、やはり書類上と申しますか、形式上大丈夫ということでございますけれども、この工法をとる限りは、事前に本会議でご説明させていただいたような方法で強度が確認された後に、工事にかかりたいと考えております。

それで、問題があれば工法は変更するのかというお話でございますけれども、当然今申しましたように、躯体強度が前提となる工法でございますので、この審査によって、万が一、躯体の強度が足りないというようなことが出てまいりましたら当然工法といたしましては、見直しするものと考えております。

それから、ネットバリアー工法で覆ってしまったら、侵入している雨水が出ていけない、隠されてしまうみたいな話もございました。それで、実際に外壁をタイルでやりましても、それから、在来工法でやりましても、ネットバリアー工法でやりましても、最終の壁面と申しますのは吹きつけ塗装をやりまします。それからあるいはタイルを張るということで、防水工事をやりまします。といったことから、その水が抜けていけないというようなご議論ではなくて、その躯体と申しますか、モルタルの部分あたりにある水については、蒸発して消えていくというふうには建築課には聞いております。

それから、平成22年度の漏水の工事でございますけれども、南面が漏水したことによって、結果的にまぐさ部分が落

下した。これは遠因ではなくて、本当に近い原因だというふうには考えておりませんが、22年度工事におきまして、南面から3分の1ぐらいを防水工事をいたしましたことによりまして、市民図書館すべての漏水はとまっております。

それから、平成23年度の調査におきましても、南面以外の3面につきましては、クラックは非常にあるということでございますけれども、タイルの浮きというのはそれほど確認しておりませんので、仕上げ面から内側に漏水が現状残っているということはないと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 交付金や補助金を活用しての事業の説明を幾つかしていただきまして理解できました。

子どもの自己回復力向上推進事業でファシリテータが学校に派遣されたりとか、それから教職員の方々の研修でファシリテータとしての能力も身につけていけるということで、一時的なことし限りの事業というよりは、先生たちがそういった能力も身につけた上で、今後もそういった観点から子どもたちに接していけるということなのかなと理解をいたしました。

虐待をしている親の感情のお話もありましたが、以前、ノーバディーズ・パーフェクトプログラムという、完璧な親はいないということだったのでしょうか。そういった取り組み等も行われていて、現在も行われているのか、キャピセ等もありますので、そういったものとの連携なんかも当然行われながら、学校で、現場で直接的に働きかけができていくというようなことだと思いますので、ぜひ充実した取り組みを行っていただきたいと思っております。

それから、赤ちゃんの駅ですが、おむつの交換ベッドであるとか、イベントの

ときの授乳用のテントの設置をしていくということでございます。

取り組みについては、本当に重要なことだと思っておりますけど、具体的にどういったイベントで活用するのかとか、小さなお子さんたちが参加する、子育て世代の人たちが参加するようなイベントであったりとか、これから秋に向けていろいろな事業が展開されて、イベントも行われていくわけですが、そういったところでも随時活用していくのであれば、このテントを管理する教育委員会等についてもいろいろ忙しくなるのかなと思ったりするわけですが、その活用方法をもう1回教えていただきたい。

それから交換ベッドについては、どこに主につくられようとしているのかですね。設置するのか。もしくは移動用の交換ベッドなのか、もう壁に取りつけてしまうものなのかによっても違うとかと思うんですけどもその台数ですとか、その場所について、もし、今お話しできるのであれば教えていただきたいと思っております。

それから、トップアスリートによる講演会ですとか、スポーツ指導、直接世界や日本国内のスポーツで、トップアスリートの人たちから生の声を聞くという経験というのは非常に得がたい経験だと思います。こういった活動そのものについては、否定するものではありませんし、ぜひ活発に、積極的に行っていただきたいと思うんですが、このような事業を行う上で、いろいろなイベントをこれからもう年度を半分過ぎた段階で、これから準備をしていって、恐らく年度中に行っていくということなんだろうけど、具体的にこのイベントをどういう形でやっているかとされているのか。イベントする上では、どのいろんな市民主体のイベントであっても教育委員会主体のイベントで

あっても、その準備にはかなり議論と、それから準備に時間がかかるはずだと思います。

学校関係についても、市としても後期というのはイベントがいっぱい詰まってくる中で、こうした大がかりなイベントを組んでいく準備状況は保証できるのかどうか。交付金や補助金がつくということで、手を挙げて採択はされたものの、そういった議論が中途半端なままやってしまうと、そういった大事なイベントそのものが非常に中途半端なものになってしまうんじゃないかなというふうな心配をしているわけで、その点のお考えについてお聞かせをいただきたいなと思います。

いずれも大阪府の交付金、補助金の制度そのものが、年度当初から確定しているものでないというふうなことだと思います。年度途中で採択されてお金がおりてくるということですので、非常に使いづらいのかなと率直に思うわけですが、摂津市の教育方針が年間立てられて、次世代育成の方針や精神がどのように生かしていくのかという、長期的、中期的なビジョンの中で、個別のこういった交付金、補助金をどのように生かしていくのか。より効果的に生かしていくということは、頭の痛いところではないかなと思いますけど、そういった点も含めて、ご認識をお聞かせをいただけたらと思います。

それから、地デジに関わって、アナログの電波障害対策施設の撤去についてご説明をいただきました。これは、アンテナだけでなくいろいろ各電波障害のあった地域のご家庭にも線が入っていて、それを撤去するというような仕事も出てくるかと思うんですけども、それは例えば相手さんのあることですので、いや撤去

はせんでこのまま線をつないどいてくれというような話が中には出てくるか。または時期的に3月までになかなか連絡がとれないというような場合について、そういった工事がどこかで打ち切りでもうこれ以上はできないというふうになるのかですね。撤去するまでは最後まで責任を持っていくのか、その点はどうかをお聞かせをいただきたいのと、教育委員会所管の分野だけでも約1,175万1,000円という多額のお金を一般財源で持ち出して行うわけですね。財政的にも非常に困難だという話をお伺いしているんですけども、この電波障害施設の撤去を今やる必要があるのか、どうしてもやらなければいけないのか。しばらく置いておくことによって、どこかに迷惑がかかるのか、もう少し財政的に、または来年度当初予算全体の中でやっていくということも一つの選択肢なのかなと思ったりするわけですが、その点の見解をお聞かせいただけたらなと思います。

それから、図書館のほうでございます。何度も議論をしてみました。危険な外壁というのはやっぱり放置しておくわけにはいきませんから、何らかのやっぱり対策を早期にやらなければいけないということは、私もそのように思っているわけです。

ただ、やっぱり気になるのは、いろいろな業者が委託されて、例えば外壁だけではなくて、室内の設備等の点検や維持管理を行っておられるというのはよく理解しているわけですが、総合維持管理が毎年業者と契約されているわけですね。平成19年度は決算で389万3,000円、20年544万円、21年550万円、22年544万円ということで、お金を使って総合維持管理が行われているわけです。

特殊建築物調査委託料についても、平成20年度法改正があつてから、中身も変わったり、点検の方法も変わってきているというふうには思いますけども、平成20年度は6万8,000円、平成22年度、18万1,650円ということで、貴重な税金をかけて公共施設の維持管理について、委託してきているわけです。

そういった法的に、または契約上に行つてきていただいてもなお、タイルが落ちたり、まぐさが落ちるといふような事故が発生しているということは、法定点検であるとか、通常の維持管理だけでは、本当に安全な施設を保証していくということは困難なのかなというのを改めて感じました。

そうなりますと、やはり何度も言つて恐縮なんですけど、施設管理者として本当に大丈夫なのかと。プロが法律に基づいて行っていること以上に、やはり維持管理について、心を砕いて、しかもより慎重に、万が一の事故を起こさないための準備であるとか、それから調査というものをやっていく必要があるというのを改めて感じています。

そういう点で、20年、30年経つてきた施設が教育委員会所管の施設にたくさんありますが、そういったところに今、目を向けていかなければならないと。しかも地震の際には、耐震強度もこれからまだまだ頑張つていただかなあかんですけど、耐震強度はある施設の中にも、こういったコンクリートの劣化であるとか、タイルの崩落の危険性であるとか、いうものは当然出てくると思ふわけです。

そういう点での今回の図書館の落下事故を教訓にしてやれるのかどうか。いつどのように点検をしてチェックをしていくのか。または、業者にいろいろな指導

を仰ぎながら、法定以上のチェックをかけていくということについてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 それでは、赤ちゃんの駅の取り組みでございますけれども、移動用テントの管理、活用方法でございます。

移動用テントにつきましては、教育委員会のほうで1台購入いたしまして保管したいと思つております。

屋外で行います、例えばこどもフェスティバルであったり、こども会のスポーツ大会、こういった赤ちゃん連れ、幼児をお連れになる屋外のイベントの中で活用するほか、例えばこれからの時期、地区市民体育祭であったり、校区ではいろいろな子どもさんを中心とした行事なども開催されます。そういったほうにも貸し出し台帳を整備する中でお貸しできればなと思つております。

それと、おむつ交換ベッドにつきましては、赤ちゃんの駅といたしまして、公民館、図書館、幼稚園、保育所等、現在21か所を予定しておりますけれども、そのうち、おむつ交換ベッドやベビーベッド等が配置されていない15か所16台を購入予定でございます。

設置場所、その用品につきましては、障害者用のトイレ、高齢者障害者等のトイレにおいて、折り畳み式のおむつ交換ベッドを購入したいと思つております。

それと、アスリートの方をお招きしての青少年ゆめ・感動体験事業でございますけれども、この事業の内示が出まして補正を上げさせていただいておるわけでございますけれども、こういった事業は、市が主体でこれをやりますので参加してくださいといった形ではなく、市民の方々

のご協力も得ながら、こういった講師が
いいのかとか、こういった内容がいいの
かといったことを協議することが一番効
果的な事業内容だと思っております。

現在、こども会、PTA、青少年指導
員さん、私どもが所管いたします3団体
の方、昨年度来、ずっと子どもたちのた
めに何ができるのかといったことで、話
し合いもしていただいております。この
青少年ゆめ・感動体験事業につきまし
ても、その青少年関係団体の皆さん方と議
論する中で、当日の会場の運営のことも
含めて、どのような形で進めていくのか、
今後も詰めていきたいと考えております。

また、次世代育成支援後期行動計画と
の関わりでございますけれども、この計
画の中でも幅広い市民の方が参加でき
るような多様なスポーツ振興に取り組む。
また健やかな体づくりのための健康教育
の推進を行っていく、こういった項目も
掲げております。

この交付金を活用する事業だけでなく、
それ以外のことについても、いろいろな
団体の方と協力しながらこの計画の推
進を図ってまいりたいと考えております。
○柴田繁勝委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 それでは、地デ
ジに関係しますご質問についてご答弁申
し上げます。

まず、電波障害対策地域での承諾、そ
れから、今なぜこの時期にやるのかとか、
そのままつないでおいてもらったらい
いのではないかという、三つほどのご質問
があったかと思っております。

過去2年間にわたりまして、地上デジ
タル放送移行によります電波障害の解消
に伴いまして、共同アンテナを撤去する
旨通知してまいりました。本年7月24
日のアナログ波の停波に際しましても、
特段の混乱もなかったことから、地上デ

ジタル放送への対応をいただいております。
のと考えております。対応いただい
ない方につきましても、今回10月、1
2月に周知させていただくことにより、
数か月猶予がございますのでその間に
対応願いたいと考えております。

また、家屋の外からの部分が、工事対
象となっておりますので、具体的には保
安器の撤去、壁についておりますけども、
その保安器の撤去が必要になってまい
ります。またその工事は、敷地内に入
るということとなりますので、全戸の
承諾書が必要となります。そういうこ
とから、各戸には説明をまいりたいと
考えておりますし、またその必要がござ
います。

それから、共同アンテナでデジタル放
送を受信しているのでも撤去しないでほ
しいというお声もあろうかと思いま
す。平成18年度に実施した調査につ
きましては、本市の公共施設による電
波障害は地上デジタルに移行すること
により解消させることが確認されてお
ります。したがって、共同アンテナは
アナログ放送受信のために設置したも
のでございますので、アナログ放送が
デジタル放送に切りかわった時点で、
役割は終わったものと考えておいま
す。

共同アンテナそのものも老朽化して
おります。また、維持するためには保
守点検、電柱共架料の固定費のほかに、
維持補修のための改修費用がかかる
ことから、今年度をもって撤去したい
と考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 公共施設の施設
管理についてでございますけれども、
経常的な総合維持管理、あるいは特
殊建築物調査してございまして今回
のようなことが起きております。

今の時点で結果論になりますけれども、タイルが剥離落下したり、あるいは漏水があったとき、もう少し私ども管理者として気づいておれば、慎重な対応をしておればこんなことには至らなかったのかなということは強く感じております。

これまで、市民図書館におきまして、今回の事件がございまして、過去の維持補修というのを調査いたしましたけれども、大きな手はなかなか入っていなかったというのが現実でございます。それも今回の一因になったというふうに認識いたしております。

委員のご質問もございましたけれども、これを教訓に、市民図書館におきましては、新しい耐震基準の上で建築された建物であり、我々もRCの27年ものということで、安心しておった面もございません。今回のことを教訓に、いま一度計画的あるいは定期的な維持補修ということも考えてまいりたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 赤ちゃんの駅について、ご説明いただきました。

15か所16台交換用のベッドが設置されていくと、イベント用授乳用のテントも1台ということで、要望があればいろいろなところに持っていくということが可能だということであります。

地区市民体育祭ですと、これから秋にかけて、市内10か所、もう少しですかね、11か所ほどあるんでしょうか。多くの各地域で同じ時期に開催されていくことになると思うんです。そういう意味では、小さなお子さん連れの世帯も積極的に参加してもらおうよう促していくことも含めてですね、イベント授乳用のテントというのはいよいよ1台ではなかなか引っ張りダコになる可能性もありますし、宣

伝すれば引っ張りダコになりますし、倉庫に眠らせておこうと思えばじっとさせておくしかないですね。そういうことにならないようにしていただきたいなと思うんです。

これは特別のテントの、例えば今回1基購入するにしても、今後、やっぱり需要に合わせてというよりは、イベントがあるところには必ずそれは設置していくという方針を立てていただいた上で、どこへでも赤ちゃんを安心して連れていけるというような体制を組んでもらえるような計画を立てていただきたい。そういう方針を立ててやっていっていただきたいという要望にしておきたいと思えます。

それから、トップアスリーの講演会等ですが、こども会、PTA、青少年指導員の皆さんと協議しながら進めてきておられるということでもあります。どちらの団体のそれぞれ今後いろいろなイベント等で大変お忙しい中で、でも子どもたちのために何かやりたいなというようなモチベーションがおありであるということは、非常にありがたいことだというふうに思いますし、ぜひより多くの人に知っていただくイベントと、それからスポーツ指導も、子どもたちが直接受けられるように、たくさんの方が参加できるような工夫もしていただきたいなと思います。

折しも、ことしスポーツ基本法というのが国会で通りました。今回も議案にはスポーツ基本法に関わって条例改正の提案もありますけれども、スポーツ基本法そのものが50年ぶりの改正ということで、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことがすべての人々の権利であると。スポーツについて初めて国民の権利だということがうたわれたということで、今回、新しいスポーツ基本法が制定されたということは大きな前進であって、

そういったスポーツ基本法に基づいた摂津市のスポーツ行政そのものについても、やはり具体的に展開していく必要があるのかなと思いますし、そのための第一歩として、このイベントやそれから事業、スポーツ指導であるとか健康指導であるということについても、今後も続けられるような形で検討していただきたいなというふうに思います。要望としておきたいと思います。

それから、電波障害につきましたはわかりました。できるだけ速やかに説明を各家庭していただく中で、安全に撤去が進められるように、進めていただきたいなと思います。

図書館に関わってですけども、維持管理等、部長からもお話をいただきましたのでこれ以上は申し上げませんが、やはり施設管理者としての責任は、図書館としては、改めてそのコアの部分、調査をした上でということですので、慎重な調査の上に安全な工事を行っていただきたい。

それから、ほかの施設についての計画的なメンテナンス、大規模改修について、耐用年数から少し安心していた部分があったというお話もありましたけども、責任ある施設管理者と同時に、その建物の専門的な知識を持った部署、建築課であるとか、それから先日の協議会では、全庁的にやっぱり公共施設のあり方を考えていかなければいけないというお話もありました。教育委員会の施設管理者として、もっと全庁的に施設の維持、メンテそれから大規模改修の計画をどのようにしていくのかということ働きかけていただくと同時に、今所管している建物を早急にチェックをしていただきたいと。改めて要望しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 安藤委員の質疑が終

わりました。

次、南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

私のほうから何点かお聞かせいただきたいと思います。安藤委員のご質問と重複する部分があると思いますけども、よろしくお願ひします。

先ほど、赤ちゃんの駅を設置していくということで、21か所ということでご答弁がありまして、さまざまな観点からご答弁がありましたけども、先ほどの答弁の中で、子育てに関しての相談など気軽にしていきますというご答弁があったように思います。その部分で、例えば公民館等であれば、公民館に今いらっしゃる方がその対応されるのか、それとも新たにそういう方を契約というか、NPO法人の方にご協力いただくとか、その辺をどのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、青少年ゆめ・感動体験事業ということで、これもご答弁ありまして、素晴らしい取り組みと思います。今テレビを見ておりましたら、サッカーとかラグビーとか世界陸上もありまして、本当にスポーツを通して感動を覚えるわけがありますけども、これは要望としておきますけども、摂津市の多くの子どもたちがこの事業を通して感動をしていただくような、今いろいろ議論されていると思いますけども、どうかその部分ですね、よろしくお願ひをします。

それから、市民図書館外壁改修工事ということで、これもご答弁がありました。協議会もありましたし、本会議でもさまざまな議論があったわけがありますけども、私自身思いますけども、屋上からの漏水が主原因であったのかなとは思ひます。

約3,500万円をかけて今回改修さ

れるということでありまして、その後が、僕はまた大事になってくるのかなと。また漏水の点検をしっかりと、今回工事終了後もやっぱりやっていかなあかんと思います。その部分だけ、どのように今後考えておられるか。これは市内の公共施設全部に言えることだと思いますけれども、想定外のことが起こってしまったということでありまして、慎重にその辺は検討していただいていると思うんですけども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、学校と体育館、各学校の先ほど詳細ありましたけれども、電波障害対策施設撤去等委託料についてであります。ご答弁の中でポスティングで周知していきますということで、これは市の職員の皆さんがされるのか、業者の方がされるのかですね。私、認識しておりますのは、例えば、体育館でしたら、体育館からケーブルが出て、それから各電柱、ケーブルで移っていったるので、電柱から各家庭の保安器、それをすべて撤去されるということでありまして、その場合に、アナログが終わって地デジに移行したときには、まだそのケーブルを使ってたご家庭は、今はまだ撤去されてませんから映っているという状態ですよ。それを撤去してしまうと、今現在の共用アンテナを使っているご家庭は映らなくなるということになると思うんです。前から自治会等を通して、通知はされていると思うんですけども、この件に関してはまだ周知されていなくて、それをポスティングでやっていくということでございます。その辺の詳細の部分をお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 電波障害に関しますご質問についてご答弁させていただきます。

きます。

ポスティングは職員がやるのか受注業者がやるのかというお話であったかと思えます。

まず、10月、12月の2回、させていただく予定はしておりますが、これは職員のほうで対応させていただくということを考えております。

もちろん、先ほどもご答弁させていただきました中に、承諾書を必要としますので、これはまた工事の関係もございまして、受注いただいた会社の方に回っていただくことになろうかと思えます。

それから、今は共同アンテナでのアナログ対応ですが、デジタル放送が映っているんじゃないかというお話です。確かに、映っている家庭もございまして、すべて映っているということではございません。中には、もうこの7月24日時点で映っていないという家庭もあるように聞いております。これはUHF放送の分波の状態、機械の種類によって、映っているところと映っていないところがあるというふうに聞いております。基本的には映らないということになりますけれども、一部取りつけている機械によっては、映っているところもあるということでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたように、基本的にはもう共同アンテナの役割は終わったというふうに考えておりますので、ポスティングに回らせていただく際にもその旨、ご説明させていただきまして、円滑な移行を進めていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 赤ちゃんの駅の現場での対応でございまして、新規の職員を配置するとかそういったことはございません。現在おります公民館、図書館等、公共施設におります市の職員

であったり、社会教育指導嘱託員、またシルバーの方々、いろんな方が勤務していただいておりますけれども、赤ちゃんの駅については、いつどの時間帯にお母さん方が来られるかわかりません。こういった方々すべての方に、赤ちゃんの駅の趣旨、またおむつ交換ベッドの使用方法であったり、場所であったり、そういったものをきっちり周知する中で、市全体としてそこに働く職員全体が子育てに優しいまちづくりに協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 改修後その後が大事であると、特に原因となりました漏水の点検については必要であるというふうなご意見をいただきました。まさにそのとおりであるというふうに考えております。

安藤委員のご質問の折に、今後は計画的なメンテナンスをやっていきたいということで、答弁させていただきました。現状、その市民図書館のどの部分をどのようなスパンで点検、あるいはメンテナンスするというスケジュール、今ここに持っているわけではございませんけれども、例えば、今回外壁吹付け塗装いたしますけれども、吹付け塗装につきましては、防水の効果というのは10年、ないし15年というふうに言われています。この防水工事を適切にやらなければ、そこから水が入ってまた今回と同じようなことに至るというふうなことが十分考えられますし、その今回の工法で、改修いたしましたものも、躯体は持っても壁体はもたないというふうなことになると思いますので、このあたりにつきましては、建築課とも協議しながら、改修、メンテナンスする分について計画的にやってまいりたいというふうに考えておりま

す。

それから、今回の件もございましたので、市長部局にも働きかけております。市全体の公共物についても、メンテナンスにつきましては考えていただきたいというふうに申しておりますので、教育委員会、市長部局、協力しながら施設管理に当たりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 まず、赤ちゃんの駅でご答弁いただきまして、わかりました。子育て世代の方にとっては、非常にうれしい取り組みとしますので、また周知の徹底をしっかりといただくようによりしくお願いします。

それから、市民図書館の部分でご答弁いただきまして、今後のメンテナンス、維持管理について、ご答弁いただいたわけですが、その部分が本当に大事な部分だと思います。今後、このような事故が起きないようにしっかりとまたどうか取り組んでいただきますよう、よろしくお願い致します。

それから、電波障害対策施設撤去等委託料についてご答弁いただいたわけですが、職員の方がポスティングしていくということでもあります、前回の折に、対象のご家庭には通知をされて、ケーブルテレビあるいは地デジ対応のアンテナを立てられたお宅もあると思うんです。ただそのままのケーブルで共用アンテナを使っているご家庭に関しては、外してしまっただけで映らなくなりますので、それは僕は職員の方がしっかり行って、ポスティングということもありますけど、丁寧に今どういう対応されていますかというのをやっぱり聞かないとなかなかわからないと思います。聞いていただいて、共用アンテナを使って

いるご家庭には丁寧な説明をしていただいて、こういう方法もありますというところまで、しっかりお話をしていただいて、それから承諾をいただいて、業者さんが取り外しにいくという段取りで、やっていただきたいなと思います。

昨年の夏には、味生体育館の周辺の方が、地デジ移行に関して、ご要望にこられた経緯もありますし、ほかの小学校、体育館においても、そういうことがその周辺の供用アンテナを使っておられる地域の方はそういうことに、映らなくなりますので、当初はこれは市の都合でアンテナ、ケーブルを引っ張ったわけですから、僕はやっぱりしっかり丁寧な対応をしていただきたいなと思いますので、これは要望としておきます。よろしく願います。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 児童虐待の件なんですけど、もう本当にこの数年、子どもたち児童たちの虐待の事件が本当に頻繁に起きて、そのときに必ず地域の方のインタビューとか、担当者、行政のインタビューとかあるんですけど、特に後悔の念が、大がい何でそのときに言わなかったんか、何でそこをしっかりとその事件に関して関心を持たなかったのかというようなインタビューの答弁をされておることがよくあるんですけど、そういうこともあって、今回大阪府からそういう補助金が出たわけですね。今先ほど安藤委員の質問の中にもそれなりのシステムを構築するというご答弁いただいたんですけど、本当に後悔先に立たずということで、これは本当に特に地域市民のそういうネッ

トワーク、虐待というのは、家庭に帰ってからあるわけであって、小学校の時代、また幼児の虐待も当然あるわけですけど、特に近所、地域の目というのは非常に大切だというふうに思うんです。そういう点で、市民を巻き込んで、しっかりとそういう監視体制をつくっていただく、そのようなものを構築していただくことを強く要望したいと思います。

それから、市民図書館の件ですけど、これが本当に先の協議会においても、またこの前の本会議においても、質問等が出たわけですけど、土曜日の日に、私、コンクリートの専門家の方といろいろこの件に関して、話をさせていただいたんですね。

そのときに、よくこれがニュースに出ませんでしたねって言うてはりましたわ。高速道路のコンクリートの崩落とか、それからJRですかね、コンクリートの崩落は、ちょっとしたものでもニュースに出て非常に騒がれましたよね。今回の件も当然図書館というところは、市民の出入りが非常に多い中で、畑の真ん中にある新幹線の高架のコンクリートが落ちただけでも事件になるのに、これだけ市民が出入りするその建物でこのような崩落があったとき、何でそれがニュースに出ないのか、私は不思議でかなわんというてね、その業者は言うてはりましたし、それと、コンクリートの強度というのは、特にどこの会社でも非常に神経質になっておまして、特に今言うたように、高速道路とか、崩落事件があった後に、海辺の砂がどれだけまじっておるとかですね、そういうようなことを非常に神経質に問われているんですよ。そういう意味から、例えば、先ほど答弁にありましたように、目視でそれでオーケーとかです、そういうこと自体がちょっと考え

られないというんです。当然見て、コンクリートの粗悪品やったら表面にいろんなものが浮き出てくるから目視でもわかることもあるらしいですけど、ただ、雨漏りがするとか、そういう状況というのは、非常に状態が悪いらしいです。

その中で、平成19年からタイルが落ちるというのは、当然その大もとになってますコンクリートとかその辺に問題があるからタイルが落ちるのであって、徹底した究明をされるべきなのに、それでまた定期的なメンテナンスをやっておるのに、こういう事件が起きること自体が考えられないと。行政がいかにかそういう無関心といいますかね、建物を建てて業者に任せといたらええねんという一つの流れの中でこういうことが起きたんじゃないかと、そのように話の中でそういう結論になったんですわ。

これ、はっきり言うてね、もしかですよ、人が亡くなるとしたら、これ人殺しですよ。その重大さを全然認識してないと。我々議会が、ずっとこのことを流しておいたら、人殺しの片棒を担いでおるみたいなものですわ。そういうことに関して、非常に現象に関して無関心であったから、こういうことになるわけであって、前回の協議会でも言うたように、平成19年度では、建築の方はこれは非常に問題があるというふうな一つの指摘をしとる中で、この一連の流れの中でこういうことが起きておるわけであって、事の重大さを皆さんお一人お一人が認識してない一つの大きな結果ですよ、これ。

そういうような状況の中で、私は図書館がこのままね、即安全対策をしなくちゃならないのに、このまままだ図書館を開いて市民の皆さんの出入りをやっていること自体の私は神経を疑うんです。ある程度、しっかりとした確証がない限り、

図書館を休館するということは、市民の皆さんに非常に不便を強いることですけど、本当に命ということを考えてときに、当然そういう対応はすべきじゃないかというふうに思うんです。

それと、今言うたように、その対応を、前の協議会でも質問させていただいたときに、そういうつもりはございませんという教育長からのご答弁がありましたけれども、重々その辺のことをしっかりと認識を持ってもらわなあかんということと。それから、話は全然違う方向なんですけど、あの図書館というのは、一つの奇抜な設計という形で、あの図書館の外観からさまざまな面でデザイン化ということで、ああいう図書館になったわけですね。タイルでもヨーロッパから特殊なタイルやから仕入れたということでもありますけど、そういうような、それが売り物の図書館がですね、またそのネットバリアー工法によって、全体的なそういう美観が損なわれていってしまうんじゃないかとかね。そういうさまざまな問題点がある中で、一つ一つもう一遍きちっと皆さんがこれは図書館だけの問題じゃないと思うんですけど、安全ということに関してのチェックと、それから本来図書館が建ったときに、どういう目的で建ったのか、そういうことをもう一遍、過去からひも解いて、しっかりとやっぱり認識をし直すといえますか、そういうことが必要ではないかと思うんですけど、その点を ご答弁お願いしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 今回のまぐさ落下の件につきましては、行政として安全ということに無関心であったのではないかとご質問でございますけれども、確かにその部分が落下するということは、考えには至っておりませんでした。

実際に落下しました折に、緊急的に通行をとめて、速やかに市民図書館と公民館の間の通路につきましては、仮設の屋根を設置し、安全対策を図ったところでございますけれども、現状としてあの市民図書館、なぜああいう状態に至ったかというのは、調査を終わるまで2か月ほど過ぎておったわけでございます。その間については、ああいう状態で放置した状態になっていたということは、大変申しわけなく考えておりますし、その時点で、閉館することを視野に入れるべきであったというようなご質問でございます。確かに、そういう選択肢もあったわけでございますけれども、私どもといたしましては、できるだけ市民図書館をご利用いただきたいということで、そういう現状の利用という形にさせていただきました。

全く無関心で今回の事態について、安全意識が足りないというご質問ではございますけれども、私ども今回の事態につきましては、非常に重要な事件であると、委員が申されましたように、一步間違えれば重大な事件であったと、人的な被害が重大なことであった、この落ちたこと自体も重大なことであった。そういうことは十分認識させていただいております。

私どもといたしましては、このまま完全に解明せずに工事に入ってしまうのかというご質問でございますけれども、我々施設管理者といたしましては、一日も早く安全対策をして、市民の方に利用していただけるようなことをするのが我々施設管理者の務めではないかというふうにも考えております。

それから、美観が損なわれるということでございますけれども、確かにあの建物、プロポーザルで提案され、きれいなタイルを張られて、特徴のある建物でござ

いました。今回ネットバリアー工法ということで、ネットで包んでモルタルもつけますけれども、そこに吹付けをして塗る工事でございます。建物の形状としてはそのまま包み込みますので、その建物の美観といえますか、体形自体は維持されます。それからまぐさ部分につきましても、あれも意匠の部分がございまして、まぐさ部分については、吹きつけ塗装でございますので、配色を変えるなどして現状の図書館の美観を損なわないような形で工事は考えてまいりたいというふうに考えております。

今回のことを教訓に、建築当時から遡って、市民図書館の成り立ち、それから、メンテナンス、そういったことを調べてまいったわけでございますけれども、委員申されましたように、安全ということにつきましては、これから十分今回のことを教訓に、今回のようなことがないように十分努めてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 だから、安全安心ということを考えるなら、図書館で市民の皆さんが読書することが大切なのか、市民の皆さんの命が大切なのか、そういうことを比べてみたら、何が大切かということとはわかるはずですよ。安心やということが100%担保されん限り、そういう形で開いて、市民の皆さんを招くということ自体が、私は非常に危険やということを行うわけですね。

今言うたように、メンテナンスにずっと莫大な金額ですよ。ずっとかけながら、先ほどありましたように、法的な一つの義務によってやっているというだけで、法律を守っておって、それだけやっておいたらいいのかという結果がこういうことになっておるわけですよ。

だから500万円なりそういうお金をかけながら、やりながらこういうことになっておる、それならそのやった業者はどうなるのか。責任ないんかということで、先ほど質問ありましたように、例えば、よく車の車検なんかでも、ある一定の期間においては、車検をした中での事故に関しては、車検をやった会社が損害賠償の対象になるということをお聞きしたことがあるんです。そういうように、メンテナンスをやりましたということは、100%きちっと裏づけがあってでの報告は受けたと思うんですよ。その上に、こういう形になったということに関しては、当然そういう業者に対しては、やっぱり責任はあるし、また新たな調査に関しては、当然そういう業者をはぶかなあかんというように思うんですけど、それをまた同じような業者で、一応摂津市の指名業者じゃないけど、そういう手続きをやった業者やからというような形をね、罰則もなしに使うんやったら信用できんわけですよ、はっきり言うてね。何をもちて安全やということができんわけですよ。

そういうことを考えて、私は今言うたように、根本的にそういう今までやった業者に対して、もしか責任がとれるんやったら、やらないかんし、また同じ業者、同じ一つの範疇の業者を使うということ自体おかしくなるし、また、今言うたように、市民の安心・安全ということを考えたときに、図書館を開きながら安心を担保するって、何を思ってそれをはっきり言い切れるのかということも、私は非常に疑問を感じるわけですよ。そういう点でしっかりとご答弁をいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 尋ねておられることの意が十分わかっていただけると思いま

すが、今現状の中で、どのような方向で推移できるのかということも含めて、この質問者の気持ちを酌みとってもらって答弁できる範囲の答弁をしてください。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 前回の文教常任委員協議会でも、審査した業者、あるいは施工した業者の責任という問題について、ご質問をいただきました。

そこで、私どもの中で、問えるものであれば、調査して、責任を問えるものであれば問うていきたいという答弁をいたしました。

そこで、平成20年の工事、それから特殊建築物調査、この件について、問えるのかどうか、一定調査をさせていただきます。

1点目の、平成20年度の工事につきましては、私どもが南面の工事ということで、タイルの剥離、落下、防水工事ということで発注いたしております。南面以外にも、足場を組みましたので簡単なといいますか、浮きの調査はさせていただいておりますけれども、その分について私どもが発注した内容で工事をされて、その工事については、今回の調査におきましては問題がないということで出ておりますので、なかなか責任を問うのは難しいのかなというふうには考えております。

それから、特殊建物調査につきましては、法定検査といいますか、そういう名称ではないんですけれども、そういう検査になっております。それも大阪府から書類をいただくというような形になっておまして、大阪府に問い合わせましたところ、やはりその検査について、一義的に責任を持つのは、その結果は出てきた中で、その結果に基づいてどういう工事がメンテナンスをするかは、第一義的

には施設管理者の責任であるというふうな返答がございましたので、なかなかその審査について、特殊建物調査をした業者に対してそれも責任を問うのは少し難しいのかなというふうに考えております。

市民の利用者と、それから利用していただくことと、それから市民の安全という面でございますけれども、確かにこれまでの期間は調査もしてまいりまして、建物の改修を予算計上させていただいているわけでございますけれども、その期間についてはなるほど私どもは大変その利用者それから利便性と命ということについて、もうその期間は過ぎてしまったわけでございますけれども、今回の図書館の調査におきましては、今すぐにまぐさ部分も落下することはない。それからタイル面につきましても、剥離、南面の部分以外は浮きは少ないというようなことが出ておりまして、現状の市民図書館と公民館の間の仮設の屋根を設置することによりまして、今回の調査の結果が出てから言えることでございますけれども、当分の間は図書館については、安全対策を講じた中で利用していただけるものというふうに考えております。

今後は速やかに工事をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 安全対策をして、どういんですかね、業務をまたずっとやっていくということなんですけど、今言うたみたいに、何が優先かということをおね、当然、答弁の中ではそういうこともしっかりと考えているというふうになってますけど、ずっと過去からその経緯を考えますと、委員長にお願いしたいんですけど、建築課に専門的なこと、僕らが一生懸命聞いても皆さんに限界があるという

ふうに思うんですよ。だから図書館に我々が行って、ほかの委員会にまたがるから、ここでは委員長は即決できないと思うんですけど、やはり建築課も交えた中で、一遍その説明を、現地視察じゃないですけど、行ってそれで説明を受けるということが必要じゃないかというふうに思うんです。

何回も私は言うようなんですけど、後悔先に立たずであって、もしか、そういう状況の中で、ちょっとした地震、揺れでそういうものが発生したときに、今部長がおっしゃったように、安全対策をしますということが果たして通じるかということが、事が起きてしもうて何ぼ一生懸命言いわけしてもそれはあくまで言いわけであって、何回も言いますが、先に立たずになってしまうわけであって、我々委員としても事の重大性をきっちりと認識するためにも、現地へ行って視察が必要ではないかというふうに思いますが、その点よろしくお願ひしたいと思います。○柴田繁勝委員長 質問はよろしいですか。

○渡辺慎吾委員 今言うたように、教育長からもう一遍答弁いただきたいんですけど、本当に安全に対して、やっぱり100%にしてもらわなあかんわけですよ。100%は不可能やと言うかもしれないけど、100%やっぱりしてもらわなあかんわけであって、そういう形のものもしっかりした中での僕は図書館運営じゃないとあかんというふうに思いますし、先ほども言いましたように、言いわけが立たんわけですよ。

皆さん、建築の専門家じゃないのに、大丈夫、大丈夫と言うとること自体も私は非常に疑問を感じるわけですよ。だから私、こういう形で委員長にお願いしたわけなんですけど、その根拠が前の協議会でも

お話をさせていただいたように、非常に根拠が希薄なんですよ。

だから、平成19年にタイルが剥落してその補修をしたときも、僕はそのときにはこの議会におらんかったのかと思うんですけどね。どういう議論がされて、平成20年に補修されたんですか。そのときにどういう議論がされたということも僕はわからんですけど、ただ、現実にはこういうことになったということは事実でありますから、その点しっかりと、僕は議事録に残していただきたいと思えますわ。そういう意味からやっぱり教育長、ご答弁いただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 総括的に、先ほど出ていることを踏まえていただいて、ご答弁をお願いします。

○和島教育長 今回の図書館の剥落事故につきましては、前回の協議会のときにもお話をさせていただいておりますけれども、本当に今ご指摘ありましたように、人身事故につながらなかったということ、私も安堵しております。そのときにもお話をさせていただきましたけれども、やはり施設管理をしていく上で、危機感をしっかり持って施設管理に当たっていかねければならないと改めて思っているところでございます。

それと、今ご指摘ありました図書館を休館するのかどうかという議論を今言われてましたけれども、私どもでは、あの時点で見させていただいたと思えますけれども、安威川公民館との通路を通行止めにした。その後、安全確保のために応急的にといたしますか、落下防止の屋根をつけております。それについても建築課と十分協議しながら現場を見ていただいて、業者の指導もして、これなら安全だろうということでは一時は通行どめにしておりました安威川公民館との間の通路に

ついて、これで大丈夫だろうということで、現在通行できるようにしております。

それと、その後7月に図書館の安全確認のための全面的な施設の調査をさせていただきました。そういう中で先ほどから本日部長のほうからも説明させていただいておりますけれども、いろんな問題点が出てきたということもありますので、そういう経過というか現象を踏まえて修理の方法については、建築課と協議しながら、今回のネットバリアー方式のほか、従来の方式であるタイルを一度はがして、防水の吹付け塗装をして、もう一度タイルを貼るとか、タイルはやめて防水の吹付け塗装だけでやるとかですね、いろんな方法もありましたけれども、このネットバリアー方式によって、タイル等の崩落、それと今回問題になりました躯体のまぐさ部分についても一体的に包み込み、全体を管理する、この方法がいいだろうという結論に至っております。

すると先ほどのこれもご指摘がありましたように、美観の問題も、従来ですね、建てたときの景観を踏まえれば、当時斬新的なスタイルというか、タイルも選り抜かれたものを使われたということですが、今回私はその美観をそのまま残すよりも、やはりこういう問題が起こったのですから、安全面でどれが一番いい方法なんだということで、ネットバリアー方式でやるのがいいんじゃないかと私もそう思っています。ただ、美観の点から言えば、タイルは消えますけれども、やはり隣の安威川公民館の建物、色彩とかいろいろなものがありますので、できるだけマッチングして異和感のないような建物にしていきたいと、そして安全管理に十分努めて、定期的な点検もする中で市民の皆さんに安心して利用いただける市民図書館の運営に当たっていきたく

今思っているところでございます。

○柴田繁勝委員長 先ほど渡辺委員のほうから一遍こういう問題は現地に行って、もっと十分自分たちも勉強せないかんし、担当の者はどう考えているんだということも含めて、委員長、いい方法を考えてくれというご指摘があったと思うんです。それにつきましては、協議会か、現地視察を開催するか、そのときには建築課のほうも今日に至ったのは、教育委員会だけでやっている問題じゃないでしょうから、十分、説明してもらえる方にも一緒に来ていただいて、現地視察するというような方向で一度委員会で考えるということでお聞きしておくということで午前中の審査はこの辺で中断し、休憩させていただきます。

(午前 11時44分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 さっきも言いましたように、市民の安全ということ考えた中で、どういう処置をとらないかんかということは、僕は非常に皆さんのご答弁の中でも安全、やっぱり安全やと言われていたけど、それは確かかというたらどうかということで、信頼が、そういう気持ちになられへんし、安全に対する担保がはっきりしてない。僕は、きちっと安全が100%担保されるまでは、図書館はやっぱり休館すべきやと思いますので、その辺、ご答弁いただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島教育長 今の休館すべきだというご意見はこれまでも承っておりますし、ただ、私どもでは先ほどのご答弁の中でも申し上げましたように、今回の事故、その後の応急処置で利用者の方の安全は確保されていると思ってます。

それは私どもも入っておりますし、建築課の担当者のほうも現地を見ながら、今の状況で利用をさせていただいてます。

そして、今回7月に全体の建物の調査をさせていただきました。その結果から今回議案に上がっております、三つの工法のうち、ネットバリアー方式で行くことで、建物の安全性が確保できると考えておまして、今の段階で休館してということは現在考えておりません。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 例えば、崩落が起きて、あのときちょうど公民館まつりをやっておったんかな。あの時点で例えばその後、即、本来やったら休館して、物事に対応していかなあかんのに、あれが落ちた時点でもずっと開館しておったでしょう。その神経を疑うんよ、あなた方に対してのね。安全に対する気持ちの神経を疑うんですよ。そういう崩落が起きたら、即休館にして、その対応を即すべきでしょう。違いますか。

あれで不幸中の幸いね、ほかにも崩落が起きんかったけど、実際起きたらどうするんですか。実際子どもたちやら市民の皆さんがけがをしたり、例えば命を失ったときどうなるんですか、そうなったら。何をしとったんですか、その間。そういう神経やから僕は言うとするんですよ。あなた方が安全やということに対して信用できへんのですよ、私は。はっきり言うて、私らが納得するような形をとってもらわん限りは、私はこれ承諾できない。それだけ市民の安心・安全というのは大切なことですよ、これ。最優先せなあかんことですよ。違いますか。

ご答弁いただきます、もう一遍。休館を何でしないのか、そのことを、何で崩落が起きた段階で即休館にして対応しなかったのか。そういう点をしっかり答弁

いただきます。

○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島教育長 鳥飼東公民館まつりのときだったと思いますけれども、崩落したという第一報が入りました。現地では直ちにその現場を立入禁止にして、安全対策としての当面の措置をとらせていただいたということです。そしてその後、先ほどもご答弁しておりますけれども、すぐにその通路は通行どめにして、その後、落下防止の屋根をかぶせるとか、バリケードで立入禁止にするとか、いろんな対応をしていったというのが、当時の状況だったと思います。そしてその後、7月の検査結果から、直ちにまぐさとか、タイルが西面、北面、東面、南面も含めて、落ちる恐れはないだろうという結果が出ましたが、ただ、このまま放っておいてはいけないので、さっき言いました三つの方法からネットバリヤー方式で施設の安全を確保したいということで今回予算を要求させていただいたものであります。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 落ちたところは立入禁止にされましたけど、そうしたらその部分だけ危ないのか、まだそこへぶら下がっておるほかにまぐさがあるところはたくさんあったわけでしょう。全部そこを立入禁止にしましたか、図書館を。そういうことなんですよ。7月、何日間ありました、その間に。その部分だけの立入禁止をやったけど、全般的な立入禁止をして休館するというようなことはとられなかったでしょう。そのことに関しての、皆さんの安全性はどうかというわけです、私は。普通ね、何らかの対応はそういう事故があったときに、行政というのは真っ先にその先、その先、その先を読んで、市民の安心・安全をせないかんのが行政です。それをそういう形で空白

があいとるわけですよ、何日間か。不幸中の幸いね、そのときに第2の崩落が起きなかったけど、起きる可能性も十分考えるわけです。だからそのことに対しての責任はどうとるねんということですね、その間。その間、ほんならその部分だけでしょう、結局は立入禁止になったのは。物すごくそれは僕は希薄として考えるんですよ。安全に対しての心構えが希薄やったということですね。

皆さんのね、自分らのお子さんやら、お孫さんがそういう図書館に出入りするということを考えただけでぞっとしませんか、そのこと。トンネルでね、崩落があったと、それならトンネルは通行どめしますやろ、普通。崩落があった部分だけ囲いをして、あとは大丈夫ですって言えますか。大概通行どめにしますよ。

委員長、ちょっと休憩してください。

○柴田繁勝委員長 休憩します。

(午後1時8分 休憩)

(午後2時6分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第38号所管分について、安藤委員から渡辺委員まで質疑をいただいたんですけど、野原委員はよろしいですか。

○野原修委員 はい、結構です。

○柴田繁勝委員長 議案第38号所管分につきましては、質疑を終わらせていただくということで、本来きょう採決までということでありましたが、我々委員で話し合いをさせていただいて、この折ですから、現場にも一度行って十分調査、また担当の考え方、業者というんですか、設計された方の考え方も聞いて、その視察を16日の午前10時から行いまして、その対応は教育委員会のほうで十分意見交換ができるようにしておいていただいて、採決は、22日の本会議終了後、もう一度委員会を開催いたしまして、この

議案第38号所管分につきましては、討論、採決をとるとい運びにしたいと思っております。

きょうはこの後、まだ二つ条例案がありますので、この条例案につきましては、きょうここで審査をして、採決をしていくということになりますので、どうぞよろしくお願ひします。

委員の皆さん、それでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 議案第38号所管分の質疑が終わり、暫時休憩します。

(午後2時8分 休憩)

(午後2時9分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第41号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案第41号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。

スポーツ基本法、先ほども議案第38号の審査の中で、50年ぶりにスポーツ振興法が改正されたということで、具体的にはそれぞれ関係している条例の文言整理というのが中心になるのかなというふうに思うんですけども、この際、スポーツ基本法が制定されたということで、摂津のスポーツ行政、スポーツに関わる政策について、どのような影響というか、どのように変わっていくのか、文言が振興から推進というふうに変わっております、その辺の意味合いですね、どんなふうな認識でとらまえておられるのかですね。その1点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 スポーツ基本法についてのご質問にご答弁させていただきます。

きます。

先ほどご質問にもありましたが、スポーツ基本法は平成23年6月24日に公布され、8月に施行されたものでございます。

ご承知のとおり、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したというものでございまして、スポーツに関して基本理念を定め、国、地方自治体の責務並びにスポーツ団体などのことを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めているというものでございます。

主な内容といたしましては、スポーツ立国の実現であるとか、スポーツに関する施策の基本事項を定めるとか、スポーツに関する施策の基本推進計画を定めるよう努めるというもの、指導者養成の条件整備、地域スポーツの環境整備、優秀なスポーツ選手の競技力向上施策を進めるということ、それから、市町村教育委員会はスポーツ推進委員を委嘱することが主な内容になっております。

ここにありますスポーツ推進委員には現在の体育指導委員が担っております業務と同じこととなりますので、本市では名称変更の手続きをしておるところでございます。

この法律に基づいて考えられますのは、スポーツ庁の設置などが検討されていくのではないかとこのように考えられますが、まだ法施行から日も少ないため、国や府の動きがまだ見えておりません。我々としましてもこれらの動きを見守りながら、対応してまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 6月に公布されたということでございます。

先ほども少しふれましたけれども、こ

れまでの振興法から基本法になったということで、大きくスポーツを通じて、豊かな生活を営んでいくということが、憲法にも保障されている国民の権利というふうに前文や基本理念の中でうたわれているということ、大きな変化であるのではないかなというふうに思っています。

国のほうでは、基本計画も今後立てられていくということですが、できる人がやるというスポーツから、スポーツに参加する、スポーツを通じて豊かな生活を営んでいくということについては、国や行政が責任を持つということをしつかりと規定されたわけですので、今後一層スポーツ推進、摂津のスポーツ行政に生かしていただくようお願いしておきたいのと、先ほどの中身にもトップアスリートの講演会ですとか、それからスポーツ指導というのがあったと思いますけども、より広くそのスポーツに関われるような、施策を今後推進していただきたいなということを要望しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第43号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 今回の保育所条例の一部改正は、別府保育所が来年の4月からべふ幼稚園の敷地の中に入って、べふこども園として、スタートしていく上で、別

府保育所の住所移転などということでございます。

いろいろ幼保一元化の準備であるとか、それから夏休みの間の工事等が進んでいるかと思えますけども、工事の進捗の状況をご報告いただけたらというのが1点。

別府保育所が今までの別府から東別府の新しい所に移るという点で、保護者の皆さんへの説明であるとか、それから新規募集の方々への説明というのがどんなふうに今後されていくのかということも合わせて現状をお聞かせいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 それでは、べふこども園に関しましての工事の進捗状況でございますけれども、工事につきましては、6月15日から来年3月上旬までの工事期間となっております。

工事の内容でございますけれども、べふ幼稚園の園庭から向かいまして、左半分を既存施設の改修、右半分を解体いたしましての2階建ての施設の新築という形で行っております。

具体的には夏休み前からの工事着手となっております。現在、改築棟のほうの工事を進めておりまして、先週、竣工検査を工事検査室の立会いのもと終わりました。べふ幼稚園は、現在、別府小学校の学童保育室なり、2階の会議室をお借りして運営をしておりますけれども、そちらのほうの教材等を運搬いたしまして、来週20日からべふ幼稚園の改修棟のほうでべふ幼稚園を運営してまいりたいと思っております。

ただ、新築棟のほうは、3月上旬までの工事となりますので、その間べふ幼稚園敷地半分が工事現場となります。その関係でグラウンドの間に、合板フェンス、

高いフェンスを立てまして、子どもたちが安全に幼稚園生活を送れるような対策をとってまいりたいと思っております。

べふ幼稚園の入り口に関しましては、工事の関係で使えませんので、べふ幼稚園の子どもたちの通用門といたしましては、別府小学校の東門のほうを使わせていただきまして、そちらのほうから幼稚園に入っていくような経路として考えております。

それと、べふ幼稚園、別府保育所の保護者の方への説明でございますけれども、別府保育所をべふ幼稚園のほうに移転しまして、こども園として運営するといった決定を受けまして、平成21年度から順次関係者の方々、保護者の方に説明会を開催しております。保育所のほうに関しましては、平成21年度に2回、22年度3回、平成23年度に入りましても2回開催しております。幼稚園に関しましても、21年、22年にそれぞれ1回ずつ説明し、本年度に入りましてから3回説明会をしております。

幼稚園、保育所の保護者の代表者の方、また全体での保護者の方への説明会を開催しております。

今後、予定でございますけれども、9月20日には別府保育所に入所されている皆さん方に対しまして、こども園についての説明会、9月29日には、べふ幼稚園の入園希望をされている方々を対象としたこども園開設に向けての説明会、それと9月30日には、べふ幼稚園、別府保育所、それぞれの保護者の代表の方に集まっていただきまして、こども園としての保護者会のあり方だったり、こども園として用意していただく諸費の関係であったり行事のあり方であったり、一日の子どもたちの過ごし方、こういったものについて、今までも我々もそれぞれ

の保護者の方とは協議し詰めていっておりますけれども、合同の場で、我々と一緒にこども園のあり方について保護者の方々とは細部について詰めていきたいと考えておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 先日、べふ幼稚園の工事現場を見せていただきました。

夏休みも終わって幼稚園も小学校のほうの施設も活用しながら、工事の中で半年ほど園生活を幼稚園の子たちはされるとは思いますが、その点の安全対策は万全にさせていただきたいなということ。

それから、今回、保育所のことですが、幼保一元や連携の交流ですとか、それから、保育士さんや幼稚園教諭の先生たちとの交流、それからいろいろな研究なんかも進んできているかと思えます。さまざまな実際に始まってみないとなかなかわからない点というのも多々あるかと思えます。一つの施設の中に幼稚園と保育所が同時に存在しつつ、コアタイムの間は4歳児、5歳児と一緒に幼児教育を受けると。長期保育の子と、それから早く帰る幼稚園の子と、それから幼稚園の子の中でも預かり保育を受ける子と、さまざまな子どもたちが混在をするということで、子どもたちの安全、それから先生たちの子どもに対する目の配り方、それから、先生たちの研修をする、それから先生たち同士の交流をするための会議の持ち方、それから保護者の連携、今もご説明がありましたけれども、やっぱり全く違う機能を持っている施設が一つの敷地の中で一緒に交流をしていくということですので、やられてきているかと思えますけれども、これからもさらに万全を期していただいて、進めていただきたいというふうに思っております。要望としておきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時22分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

付託案件のうち、議案第38号所管分を除き、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第41号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本日の委員会を散会します。

(午後2時23分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 渡辺慎吾